

住宅を取得された方へ

～前橋税務署からのご案内～

住宅を新築又は取得した場合で、裏面「適用要件等」の全てを満たす場合には、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けることによって、居住した年分以後の各年分の所得税額から一定の金額を控除することができます。

この控除を受けるためには、住宅ローン控除額を計算の上、確定申告書等を作成し、裏面「確定申告書に添付すべき書類」を添付した確定申告書を税務署に提出する必要があります。

なお、確定申告会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、混雑状況によっては後日の来場をお願いする場合がありますので、①国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご利用又は②確定申告期間前（令和3年1月4日～2月15日）の来場をご検討ください。

① 「確定申告書等作成コーナー」の利用

パソコン・スマホから、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を使えば、ご自宅等で住宅ローン控除額の計算や確定申告書等の作成ができます！



確定申告書等作成コーナーのご利用方法は、リーフレット「自宅で確定申告書を作ろう！」をご覧ください。

作成の際は、裏面「確定申告書に添付すべき書類」のほか、「源泉徴収票」等の収入金額が分かる書類を手元にご用意してからご利用ください。

また、確定申告書等作成コーナーでは、住宅ローン控除のほか、医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税等）なども併せて計算できます。

各種控除に必要な書類は、国税庁ホームページ掲載の「令和2年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご確認ください。

② 確定申告期間前の来場

住宅ローン控除の申告は、比較的相談に時間を要する傾向にあります。

本年、前橋税務署においては、確定申告期間前の令和3年1月4日～2月15日にも前橋税務署庁舎で相談を受け付けます。

ご自宅での確定申告書作成が困難な方は、比較的混雑しない上記期間中の来場をご検討ください。

相談の受付時間は、午前9時から午後4時までとなっております。

相談会場にお越しの際は、裏面「確定申告書に添付すべき書類（2～5）」のほか、「源泉徴収票」等の収入金額が分かる書類をご持参ください。

また、当署の確定申告期間中（令和3年2月16日（火）～3月15日（月））の相談会場は、K' B I X 元気21まえばし（前橋プラザ元気21）となっております。

住宅の新築等に係る住宅ローン控除の適用要件等チェックシート

○ 適用要件等 ※この控除を受ける年分ごとに判断します。

● 適用対象者		チェック欄
1	その年の12月31日(※)まで引き続き居住の用に供していること。 ※ 死亡した場合や災害により住宅を居住の用に供することができなくなった場合には、それぞれ死亡した日や災害により居住の用に供することができなくなった日	<input type="checkbox"/>
2	合計所得金額が3,000万円以下であること。	<input type="checkbox"/>
3	居住年及びその前後2年以内(令和2年4月1日以後に行う資産の譲渡については、居住年から3年後)の間に、居住用財産の譲渡所得の課税の特例などの特例を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>
● 対象となる住宅等		チェック欄
4	住宅の新築や購入をし、その新築等の日から6か月以内に居住の用に供すること。	<input type="checkbox"/>
5	住宅の床面積が50m ² 以上であり、そのうち2分の1以上が専ら自己の居住用であること。	<input type="checkbox"/>
6	住宅を2以上所有する場合には、主として居住の用に供する住宅であること。	<input type="checkbox"/>
7	購入時において自己と生計を一にし、購入後においても引き続き自己と生計を一にしている親族等から購入したものでないこと。	<input type="checkbox"/>
8	贈与により取得したものでないこと。	<input type="checkbox"/>
9	給与所得者が使用者などから使用者である地位に基づいて一般住宅又はその敷地となる土地を時価の2分の1未満の価額で取得していないこと。	<input type="checkbox"/>
● 対象となる借入金等		チェック欄
10	住宅の新築等に係る借入金等のうち次の要件の全てを満たす借入金等を有すること。 ① 償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済される借入金等であること。 ② 一定の借入先(金融機関など)からの借入金等であること。 ③ 無利息又は著しく低い利息(年利0.2%未満)である一定の借入金等に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>

○ 申告手続等

『(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書』の所定の欄に必要事項を記載し、住宅借入金等特別控除額を計算の上、次の書類を添付して確定申告書を税務署に提出する必要があります。

● 確定申告書に添付すべき書類		入手先	チェック欄
共通	1 『(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書』(※) ※ 確定申告書等作成コーナーで作成できます。	税務署	<input type="checkbox"/>
	2 『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』(原本)	借入先 (金融機関等)	<input type="checkbox"/>
	3 次の書類などで、①住宅(及び土地)を新築等したこと、②住宅(及び土地)の新築年月日又は購入年月日、③住宅(及び土地)の新築工事の請負代金又は購入の対価の額、④住宅の床面積が50m ² 以上であること、などを明らかにするもの ・ 住宅(及び土地)の登記事項証明書の原本 ※ 登記済権利証とは異なりますのでご注意ください。 ・ 住宅(及び土地)の売買契約書の写しや工事請負契約書の写し	法務局 不動産業者 建築業者	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
該当する方のみ	4 【補助金等の交付を受ける場合のみチェックしてください。】 交付を受けた補助金等の額を証する書類	補助金等の交付元等	<input type="checkbox"/>
	5 【住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合のみチェックしてください。】 住宅取得等資金の贈与の特例に係る住宅取得等資金の額を証する書類の写し (預金通帳や贈与税申告書等の写し)	—	<input type="checkbox"/>

- (注1) 土地を先行して取得した場合などで、上記書類のみではこの控除を受けるための要件が確認できないときは、上記のほか、一定の書類の添付が必要となる場合があります。
- (注2) 取得した住宅が認定住宅(認定長期優良住宅又は低炭素住宅等)に該当する場合、上記のほか、一定の書類の添付が必要となります。
- (注3) 取得した住宅が中古住宅である場合には、上記のほか、一定の書類の添付が必要となる場合があります。

ご不明な点がございましたら、前橋税務署 Tel.027-224-4371(代表)にお電話いただきますと、自動音声が流れますので、内容に応じて該当の番号を選択してください。
